

2. 介護給付の適正化について

(1) 介護給付の適正化の意義等について

ア 「介護給付適正化」の意義

介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

イ 介護給付の適正化の推進について

介護給付の適正化については、都道府県と保険者が一体となって戦略的に取り組んでいくことを促進する観点から、平成 19 年度にお示しした「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、各都道府県の考え方及び目標等を定めた「介護給付適正化計画」を策定し、平成 20 年度から適正化事業の全国的な展開を図ったところである。

平成 23 年度以降の取組については、平成 23 年 3 月にお示しした「第 2 期（平成 23 年度～平成 26 年度）介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、各都道府県で「第 2 期介護給付適正化計画」を策定し、取り組んでいただいております。介護給付の適正化の一層の推進に努めていただきたい。

また、その際、「介護給付適正化システム」を積極的に活用願いたい。

（資料 8）

なお、昨年 12 月 5 日付事務連絡「平成 23 年度「介護給付適正化実施状況」の調査結果について」を情報提供しているため、参考願いたい。

【参考 1】全国の介護給付適正化に関する事業実施率

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
適正化事業	99%	99%	99%
要介護認定の適正化 ※認定調査状況チェック	94%	94%	95%
ケアマネジメント等の適切化 ※ケアプランの点検	56%	65%	61%
※住宅改修等の点検	84%	84%	82%
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化 ※「医療情報との突合」・「縦覧点検」	74%	78%	79%
※介護給付費通知	63%	68%	69%

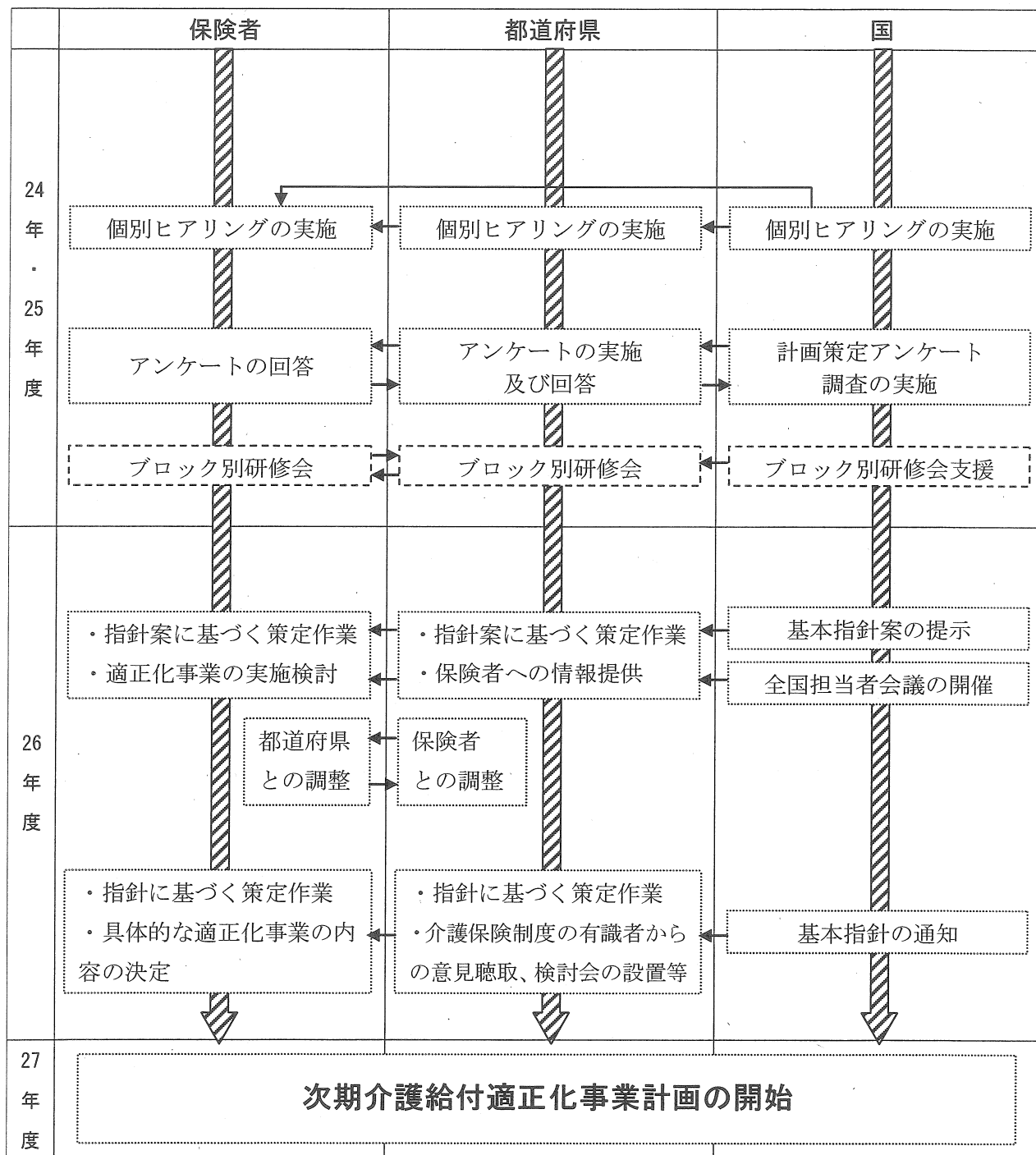
（注）※の 5 事業を主要適正化事業という。

【参考2】適正化事業の実施率（平成23年度実績）

都道府県名	要介護認定		都道府県名	ケアプランの点検		都道府県名	住宅改修・福祉用具		都道府県名	介護給付費通知		都道府県名	医療情報・縦覧点検	
	実施率	順位		実施率	順位		実施率	順位		実施率	順位		実施率	順位
宮城県	100.0	1	香川県	100.0	1	石川県	100.0	1	栃木県	100.0	1	青森県	100.0	1
栃木県	100.0	1	福岡県	100.0	1	岡山県	100.0	1	埼玉県	100.0	1	茨城県	100.0	1
埼玉県	100.0	1	埼玉県	96.7	3	徳島県	100.0	1	大阪府	100.0	1	栃木県	100.0	1
神奈川県	100.0	1	愛知県	96.1	4	香川県	100.0	1	岡山県	100.0	1	群馬県	100.0	1
富山県	100.0	1	大阪府	92.7	5	沖縄県	100.0	1	香川県	100.0	1	東京都	100.0	1
石川県	100.0	1	愛媛県	90.0	6	愛知県	98.0	6	愛知県	98.0	6	富山県	100.0	1
福井県	100.0	1	山梨県	88.9	7	鹿児島県	97.7	7	東京都	96.8	7	福井県	100.0	1
岐阜県	100.0	1	熊本県	84.4	8	大阪府	97.6	8	三重県	96.0	8	長野県	100.0	1
静岡県	100.0	1	徳島県	82.6	9	群馬県	97.1	9	愛媛県	95.0	9	岐阜県	100.0	1
愛知県	100.0	1	石川県	79.0	10	新潟県	96.7	10	滋賀県	94.7	10	大阪府	100.0	1
三重県	100.0	1	滋賀県	79.0	10	高知県	96.7	10	山口県	94.7	10	和歌山県	100.0	1
滋賀県	100.0	1	富山県	77.8	12	福岡県	96.4	12	長崎県	94.7	10	岡山県	100.0	1
京都府	100.0	1	岡山県	77.8	12	宮崎県	96.2	13	福井県	93.8	13	徳島県	100.0	1
大阪府	100.0	1	三重県	76.0	14	三重県	96.0	14	兵庫県	92.7	14	香川県	100.0	1
兵庫県	100.0	1	栃木県	73.1	15	広島県	95.7	15	群馬県	91.4	15	高知県	100.0	1
岡山県	100.0	1	沖縄県	71.4	16	愛媛県	95.0	16	富山県	88.9	16	佐賀県	100.0	1
山口県	100.0	1	広島県	69.6	17	栃木県	92.3	17	熊本県	88.9	16	大分県	100.0	1
徳島県	100.0	1	福井県	68.8	18	神奈川県	90.9	18	鹿児島県	88.4	18	神奈川県	97.0	18
香川県	100.0	1	茨城県	68.2	19	東京都	90.3	19	徳島県	87.0	19	埼玉県	95.1	19
愛媛県	100.0	1	岐阜県	63.9	20	埼玉県	90.2	20	静岡県	85.7	20	石川県	94.7	20
福岡県	100.0	1	長崎県	63.2	21	滋賀県	89.5	21	千葉県	85.2	21	福岡県	92.9	21
佐賀県	100.0	1	静岡県	62.9	22	長崎県	89.5	21	神奈川県	84.9	22	愛知県	92.2	22
熊本県	100.0	1	奈良県	61.5	23	岐阜県	88.9	23	和歌山県	83.3	23	静岡県	91.4	23
宮崎県	100.0	1	大分県	61.1	24	熊本県	86.7	24	茨城県	79.6	24	秋田県	90.9	24
鹿児島県	100.0	1	全国	61.0	-	山梨県	85.2	25	沖縄県	78.6	25	島根県	90.9	24
茨城県	97.7	26	鹿児島県	60.5	25	青森県	85.0	26	広島県	78.3	26	愛媛県	90.0	26
群馬県	97.1	27	長野県	58.7	26	全国	82.1	-	高知県	76.7	27	滋賀県	89.5	27
新潟県	96.7	28	山口県	57.9	27	秋田県	81.8	27	島根県	72.7	28	鳥取県	82.4	28
和歌山県	96.7	28	宮崎県	57.7	28	福井県	81.3	28	青森県	70.0	29	熊本県	82.2	29
高知県	96.7	28	佐賀県	57.1	29	長野県	81.0	29	全国	69.2	-	鹿児島県	81.4	30
山梨県	96.3	31	新潟県	56.7	30	兵庫県	80.5	30	奈良県	69.2	30	全国	78.5	-
長野県	95.2	32	和歌山県	56.7	30	静岡県	80.0	31	大分県	66.7	31	広島県	73.9	31
東京都	95.2	33	東京都	54.8	32	山口県	79.0	32	福岡県	64.3	32	長崎県	73.7	32
長崎県	94.7	34	神奈川県	54.6	33	奈良県	76.9	33	宮崎県	61.5	33	三重県	72.0	33
全国	94.6	-	千葉県	53.7	34	茨城県	72.7	34	宮城県	57.1	34	奈良県	71.8	34
鳥取県	94.1	35	兵庫県	53.7	35	島根県	72.7	34	岐阜県	55.6	35	兵庫県	70.7	35
沖縄県	92.9	36	群馬県	51.4	36	大分県	72.2	36	鳥取県	52.9	36	山梨県	66.7	36
岩手県	91.7	37	青森県	50.0	37	鳥取県	70.6	37	石川県	52.6	37	沖縄県	64.3	37
広島県	91.3	38	高知県	50.0	37	和歌山県	70.0	38	山梨県	51.9	38	北海道	57.7	38
千葉県	90.7	39	鳥取県	47.1	39	福島県	69.5	39	佐賀県	42.9	39	山形県	54.3	39
北海道	89.7	40	岩手県	45.8	40	北海道	69.2	40	岩手県	41.7	40	千葉県	51.9	40
奈良県	89.7	40	宮城県	45.7	41	富山県	66.7	41	秋田県	36.4	41	山口県	47.4	41
大分県	88.9	42	島根県	45.5	42	宮城県	65.7	42	福島県	35.6	42	新潟県	43.3	42
青森県	82.5	43	京都府	42.3	43	千葉県	61.1	43	長野県	31.8	43	宮城県	42.9	43
秋田県	81.8	44	秋田県	40.9	44	岩手県	58.3	44	北海道	28.9	44	宮崎県	42.3	44
福島県	72.9	45	北海道	35.3	45	佐賀県	57.1	45	新潟県	23.3	45	京都府	38.5	45
島根県	72.7	46	山形県	25.7	46	山形県	48.6	46	山形県	22.9	46	福島県	30.5	46
山形県	71.4	47	福島県	20.3	47	京都府	34.6	47	京都府	15.4	47	岩手県	29.2	47

【参考3】標準的な介護給付適正化事業計画の策定の流れ（イメージ）

（注）現時点での標準的な計画作成イメージであり、今後の制度改正等の状況により変わるものである。



(2) 介護給付適正化推進特別事業について

予算や人員体制の確保が難しいこと等により、介護給付適正化事業の事業内容の実施に至っていない保険者も存在することから、保険者が都道府県や国保連合会と連携し、介護給付の適正化に取り組んでいけるよう、「介護給付適正化推進特別事業」を実施している。

① 目に見える効果が得やすい「縦覧点検・医療情報との突合」について、実施月数の拡大等による更なる推進

② 都道府県と国保連合会との連携による、管内保険者に対する国保連合会介護給付適正化システム活用にかかる研修等

③ 事業所への牽制効果があると考えられる「介護給付費通知」事業等、効果的、先駆的な適正化事業の実施

等を予定しており、保険者と一体となって協力しながら、国保連合会への委託も含め効果的・効率的な事業の推進を図るため、積極的に活用願いたい。

【参考4】

介護給付適正化推進特別事業の概要

(平成25年度予算額(案))
68,552千円

1. 目的

都道府県、保険者及び国保連が行う介護給付費の適正化事業の一層の推進を図るため、都道府県に所要の経費を助成して保険者支援を行うものである。

2. 事業内容

(1) 都道府県が行う保険者支援

① 保険者の適正化事業担当者に対して、国保連合会から職員を派遣し、システム活用に係る研修や実地支援等を行う。

② ケアプラン点検について、取組が進んでいない保険者の適正化事業担当者に対して「ケアプラン点検支援マニュアル」の研修等を行う。

③ ノウハウのある専門職員等を派遣し、具体的なケアプラン点検方法等に関する研修等を行う。

(2) 国保連のノウハウを活用した保険者支援

① 費用対効果が見込まれる縦覧点検・医療情報との突合の更なる推進を図るため、国保連合会と連携した取組を行う。

② 介護給付費通知について、国保連合会による通知作成・発送処理等を活用する。

(3) その他適正化効果があると考えられる事業

地域の実情を踏まえ、都道府県、保険者、国保連合会等が効率的・効果的な先駆的事业を行う。

3. 実施主体 都道府県

4. 負担割合 国10/10